

## 陳景善氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学助手・陳景善氏は、早稲田大学学位規則第7条1項にもとづき、2007年9月26日、その論文『中国における株式会社法制の現代化』を早稲田大学大学院法学研究科に提出して、博士（法学・早稲田大学）の学位を申請した。後期の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査したが、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

### I 本論文の構成と内容

本論文において陳氏は、近代中国における株式会社制度の導入と変遷の過程を辿り、実際にそれが中国経済・社会にどのような影響をもたらしたかを明らかにし、株式会社制度が果たして国有企業に替わるべき中国経済の主柱になり得るのか否かを解明しようとしている。そして陳氏は、中国の現状にてらせば株式会社制度が必ずしも「あるべき姿」として運営されてはいないという問題認識から、今後の株式会社法制について若干の提言を行っている。

本論文の構成は次のとおりである。

第一章では、そもそも中国において株式会社制度がどのように導入されたかが論じられる。まず第一節では、株式会社制度導入の背景、すなわち新中国政府の成立とともに社会主義政治体制の下で構築された、「全民所有制の企業体制」が詳細に紹介される。そこでは、全民所有制がもたらした様々な弊害により、国有企業が必然的に改革の対象となっていく経緯が明らかにされる。第二節では、中国政府による国有企業改革の方針の総括が行われている。陳氏は、国有企業改革という重大な経済改革について、経済体制改革時期の到来を初めて表明したのは、1978年の中華人民共和国第11期第3回会議であったとの認識を示している。このときに、中国共产党政府は、中国が計画経済制度を実施することを表明し、国有企業をカテゴライズしたうえで、それぞれのカテゴリーに応じた改革を行っていくとの方針（三三体制）を固め、同時に、資金調達の重要性を認識し金融市場を育成していく指針を定めたとするのである。続いて第三節では、株式会社の実際の試行段階について考察が加えられている。陳氏によれば、中国政府はこの過程を慎重に進めようと努め、株式会社制度を本格的に導入するに先立ち、まず手始めに外国資本を誘致し外資系企業との合弁企業の設立をもって有限責任制の会社制度の導入を行おうとしたとされる。陳氏は、同政府がそれを経た後、1988年に「全民所有制工業企業法」を公布し、国有企業に対する本格的な改革に着手したと捉え、この時期の北京天橋百貨株式有限公司や杭州青春宝集團による試みを紹介することで、鄧小平の南巡講和精神の下での株式会社の育成について概観している。第四節では、初めての本格的な会社法がいよいよ1993年に制定された背景が論じられている。一般に、中国ではこの法律は現代株式会社制度を確立した象徴として賞賛されている。しかし陳氏は、現実に同法がとうてい「会社法」として一般化できるような効果を有しないと消極的な評価を下す。そして、もっぱら国有企業を優遇する内容しか有しないという認識の下で、同法の矛盾点のいくつかを明らかにする。第五節では、国有企業が株式会

社へ改組するための複数の方式が詳細に取り上げられ、中国における初期の株式会社がどういった過程を経て形成されて来たのかについて具体的な検討が加えられている。陳氏は、国有企業の改組とそれによる株式会社の形成過程を見ると、まさに国有企業の不良資産の解消、従業員のリストラ策として株式会社制度が利用されたといつても過言ではないと指摘する。しかしながら、陳氏は、こうした改革を強力に推し進めない限り国有企業経営の合理化を達成することができなかったという、当時の切迫した状況にも理解を示している。こうした改組の取り組みの中で陳氏がとりわけ注目するのは、国有企業の改組において、多くの場合に「分立式」が用いられた点である。陳氏によると、そこではまず企業集団の形成が前提とされ、子会社を上場させている親会社の支配株主が、上場子会社の資産流用、不正な関連取引などを通じて私利を図り、そのために株式会社制度の健全性が大きく損なわれるに至ったとされる。

第二章では、国有企業の株式会社化の過渡期において見られた現象、すなわち、現代的な株式会社形態への移行において生じた様々な軋轢が考察されている。まず第一節で陳氏は、国有企業の株式会社化に際して株主として国が有していた期待は、結局のところかなわなかつたと総括している。陳氏によれば、株式会社化の後も元・国有企業に対し国家が支配権を維持したいものの、そのためのコストが過大なものとなり、最終的には国はこの支配権を放棄するに至った結果、実際には國家が株式会社化の過程に関心を失い、無統制な株式会社化が実現してしまったとされる。効率性には疑問があったものの少なくともそれまで厳格な法的規制に服していた国有企業は、現代的な株式会社制度に早急な変容を迫られたため、株式会社の基本構造そのものにおいて大きな歪みが発生したというのである。例えば陳氏は、中国特有の「圈錢」現象（株式発行を利用した私利等の追求）をこのような歪みの典型例とする。陳氏は、この国有企業の変容過程で、株式会社本来の適正な機関相互の監視・監督がうまく機能しなかった原因についても検討を加える。それにより 1993 年法の不備が明らかにされ、2005 年の会社法によるその改善への期待が高まった背景が浮き彫りにされている。さらに第二節において陳氏は、いわゆる「紅帽子企業問題」（私人が国有企業の名義等を利用して活動したことに伴う諸問題）を取り上げ、株式会社制度の導入過程において発生した、財産権の所在の不明瞭さについて分析を加えている。国有企業を利用しようとした民営企業の事業主が逆に自己所有の企業を国家に奪われるという深刻なケースが、当時続発した。陳氏は、その原因もやはり、早急な国有企業改革の流れにあると認識している。第三節では、国有企業の株式化の過程において、「経営者」が MBO 方式により企業財産を流用し、結果として国有資産の流出をもたらした問題につきその経緯が取り上げられている。確かに、所有と経営の分離の下では、経営者が本来は株主のものであるはずの会社財産を私するという「経営者支配」の危険性が常に存在する。しかし、陳氏は、とくに中国の株式会社が黎明期から深刻な経営者支配の弊害に翻弄されていた点を憂慮している。第四節で陳氏は、「国有独資会社」について詳細な検討を加える。中国会社法上の独特的な形態である国有独資会社は、1993年会社法および2005年新会社法において明確に法制度化された。本節で陳氏は国有独資会社の概念を両会社法に沿って明確にし、他の会社形態との異同について詳細

な検討を加え、その問題点を明らかにしようとした。第五節では、国有企业の民営化の現状が総括されている。陳氏によれば、民営化後の企業において優良企業がごく少数にとどまっているのは、政府の場当たり的とも言える政策により民営企業の帰趨が決定されてしまうケースがままあり、また民営企業に対する資金面でのサポートが整備されていない状況の下で民営企業が法を無視して不正に資金を集め、経営者が経営に全力を注ぐよりも株式市場において「圈銭」を行うケースが後を絶たなかったためであるとする。中国において今後企業経営の健全性維持の要請が喫緊の課題であることを示す例であるとされる。

第三章では、とくに第二章を承け、新株発行や企業再編などを通じて現代的な株式会社制度が悪用された事例、ならびに、機関投資家や支配株主のような新たな「階層」が株式会社を不当に利用した具体的な事例が取り上げられ、それらの事例が提起した諸問題について検討が加えられている。中国では実質的にはわずか十数年という短い期間に現代的な株式会社制度が形成されてきた。陳氏によれば、あとを絶たない不正事件は、およそこうした短期間での強引な制度変化に起因する出来事であるという。陳氏は、その改善・予防策として、中国においてあらためて慎重に会社法制度そのものを練り直す必要があることを主張する。そして、「政府の中途半端な干渉と狡猾な経営者による株式会社制度の悪用」への対処こそ、中国会社法の再建に不可欠な要因であると説く。

第四章で陳氏は、株式会社の主要な資金調達の場となっている株式市場におけるルールの形成過程および発展状況をいくつかの段階に分けて分析し、それぞれの段階での問題点を指摘する。その上で、株式会社が今後株式市場を十分に使いこなせるようなシステムを整備するためには何が必要かについて若干の検討を加えている。

第五章で陳氏は、ここまでに概観してきた株式会社制度の不備ないし不完全さに対して、中国政府がどのように対策を講じているかについて概観している。陳氏は、国有資産監督管理委員会という機関の設置、社外・独立取締役制度の導入を、この対処策の代表的なものとして取り上げている。とくに後者について、鄭百文株式会社の事例を元に同制度の問題点を指摘する。陳氏によれば、中国証券監督委員会の主導で鳴り物入りで導入され注目を集めてきた独立取締役制度は、必ずしも十分な成果をおさめてはいない。それにもかかわらず、2005年会社法でも立法者はこの制度にかなりの期待を寄せている点に、陳氏は少なからぬ疑問を感じているようである。さらに本章では、国有株の流通にかかる問題とそれへの対処のいくつかが例示されている。中国では株式の大半が国有株であり市場において全く流通していない。それが、これまで中国の証券市場における最大の問題と捉えられてきた。しかし、2005年4月より国有株を市場に放出し流通させる試みが積極的に進められている。その方法および現状について紹介しながら、陳氏はこの動きを積極的に評価する。

最後に第六章で陳氏は、現代株式会社制度の根幹をなしている会社法の改正・実施状況について総括する。陳氏によれば、1993年会社法は現実には国有企业改革のためだけの法律であって、十分な機能を果たしてはこなかったのに対して、2005年新会社法はその閉塞的状況を打ち破るべくして登場した抜本的な改正であると、最大の評価が示されている。この新法は、資本市場の急速な発展を意識しながら、現状に合わせた法制度の構築を目指

したものであるが、陳氏は、同法により中国会社法は事前規制型から事後救済型へと大きく方針を転換する動きをみせていると指摘する。

## II 本論文の評価

本論文は、中国会社法の生成と展開をつぶさに紹介、分析する労作である。少なくとも現時点まで、中国株式会社制度についてここまで総合的考察を加えた論文は存在しないといえよう。筆者も指摘するように、わずかの期間に中国の株式会社制度、資本市場制度は極めてドラスティックな変革に晒されてきた。その過程で多くの軋轢が生じたであろうことは容易に察しがつく。ところが、これまでには 1993 年会社法や 2005 年会社法に関する単発的な紹介はされていても、それに至るまでの状況、とりわけ不正案件の具体例については十分な分析が行われてこなかった。その点で、本論文は、現実的な経緯から目を離さず、現実の株式会社制度の変革をよりリアリスティックに浮き上がらせており、中国会社法制の歴史と現状とを深く理解するうえで、重要な示唆を与えてくれるものであると評価できる。

加えて、本論文は、一つの大胆な視点を提供する点で強く興味をひくものとなっている。すなわち、国有企业の株式会社化を優先するあまり、その過程で様々な者が自己への利益誘導を図ってきた。そして敢えていえば、国家そのものさえ自己利益誘導を狙って株式会社化を利用してきたのではないか、という視点である。株式会社化の後でも国は元国有企业に支配を維持しようと躍起となつたが、結局のところそうした試みはことごとく挫折したとの評価もある。本論文は、その株式会社化の過程そのものに問題があったと指摘し、企業に支配権益を持つ者がその支配権維持のために強引な手法を用い（国有独資会社はこうした手法がとられた一例とされるようである）、また支配株式の放出に際して様々な「便乗者」が登場し、これらが原因となって結果的に中国における健全な株式会社・資本市場の育成が妨げられたのではないかと分析している。きわめて示唆に富む指摘であり、本論文の全編の背景をなしているこの視点は、本論文の長大な考察の背骨をなすとともに、中国会社法研究において極めて有益なものである。本論文の問題意識をこのように統一することにより、陳氏は中国会社法の今後の展開への期待を高めることに成功したといえよう。

もっとも、本論文への評価は、必ずしも積極的なものに終始するわけではない。

最も惜しまれるのは、膨大な資料を駆使しようとするあまり、全体的整合性に欠ける箇所が散見される点である。とくに第二章は本論文でも核心をなす分析部分であると見られるが、全体としてかなり雑然とした印象を受ける点が悔やまれる。例えば「国有独資会社」については、本来は上で述べたとおり国の強引な支配権維持のための手法として位置づけられるはずであるにもかかわらず、大部分が紹介的記述にとどまっており、そのため、国有独資会社が、本論文の全体の流れの中であまりに唐突に登場したとの印象を受ける。強引な株式会社制度の導入による歪みの例であるとするならば、そのような点がもう少し強調されてもよかったのではないか。また、第五章で紹介される独立取締役制度は、実際の機能に対して筆者自身がそれほどの期待をいたしていないにもかかわらず、中国会社法変革

のための中核的な改革として紹介されている。中国の会社法制度改革への具体的処方箋が求められている現在にあって、立法者の努力に対する敬意が表れたのかもしれないが、筆者の本音と実際の記述とがアンバランスになってしまっているように感じられる。

以上のような問題点が指摘できるものの、本論文は中国会社法研究の上で大きな意義を有するものであり、陳氏の研究者としての一つの到達点を示すものとして、高く評価できる。敢えて上で問題点を指摘したのは、むしろ陳氏の今後の研究への期待をあらわすものであり、これにより本論文の評価が損なわれるものではない。

### III 結論

以上の審査の結果、後記の審査委員は、本論文の執筆者が博士（法学・早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2007年11月13日

#### 審査員

主査 早稲田大学教授 大塚 英明



早稲田大学教授 尾崎 安央



早稲田大学教授 鳥山 恭一

